

『 青パト庄 』 会計規程

(目的)

- ・ 本会は会計の適正を期するために会計規程を定めなければならない。

(経費の管理)

- ・ 会計は会計簿を備えなければならない。
- ・ 経費は指定された口座で管理しなければならない。
- ・ 当面活動に必要と思われる資金は現金で保管することができる。

(経費の使途)

- ・ 経費の使途は次に示す範囲とし予算の範囲内でこれを支出することができる。
- ・ 会務処理および活動に必要な事務費・会議費。
- ・ 活動中の事故等を対象とするボランティア保険の保険料。
- ・ 青色回転灯・活動看板等活動に必要な器具の購入・補修に要する費用。
- ・ 防犯活動および会務遂行に必要な会議室等の使用料、借り上げ料等。
- ・ 会の目的を達成するための講演会等で講師等への謝金、講演料。
- ・ 防犯活動に要した燃料費。
- ・ 庄学区で防犯活動を行う防犯活動団体(防犯活動団体として市に登録された団体に限る)と協力して行う活動に伴う経費、負担金等。

(報酬)

- ・ 役員・会員および員外監事に対する報酬はこれを支払うことができない。

(旅費)

- ・ 会務および青パト活動発展のための出張旅費等は実費および予算の範囲内でこれを費用弁償することが出来る。

附則 この規約は、平成 22 年 1 月 13 日に制定する。
この規約は、平成 22 年 2 月 9 日より施行する。